

MAPPS ゼミ ⑦

博物館の存在意義と予算の現状

【博物館法 第二条 1（抜粋）】

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

◎ 自らの存在意義を問い直す博物館

かつては「長引く不況」という表現が枕のように使われたものだが、経済状況はさらに混迷度を増し、いまや好況を想像しづらい時代へと突入している。地方自治体の財政状況はかつてないほど厳しく、それが博物館運営の基盤を大きく揺るがせている。

予算削減の波に晒される公共施設・サービス機関は、博物館だけではない。しかし、来館者数だけでなく利用シーンの緊急性や切迫度のイメージから、予算の配分が「後回し」とされがちな業種であることには間違いない。

他のサービス機関に比べ、地域でも目立つ存在とはいえない現状ではあるが、一方で社会に置ける博物館の意義を客観的に見つめ直す動きも始まっている。平成 20 年 6 月の博物館法改正では、館の運営に対する評価の努力義務規定が設けられ、透明性や客観性の確保に対する取り組みが始まっている。

こうした動きを、活発化している「情報開示に対する市民的な要求の一環」として捉えることも可能ではあるが、自館の社会的役割を視覚化し、存在理由を明らかにできるという側面も強く、積極的に評価に向き合う館も少なくない。

日本博物館協会は評価を 3 種類に区分している。自己評価、外部評価、第三者評価であるが、同協会の調査によれば各 20%、13%、4%の実施率とされており、今後の取り組みが期待されるとしている。※

◎ 要・不要を考慮しない予算削減は避けるべき

改めて博物館の「評価」を行う気運が高まる昨今だが、その一方、予算交渉を行う余地が消えたと困惑する館が激増しており、運営の不透明感は逆に増大している。

博物館法第二条は、館の建設・設置の「目的」について、「教育的配慮」のもとに「一般公衆の利用に供し」つつ、「調査研究をすることを目的とする機関」と定めている。当然、評価の際にもこの視点が必須となるが、継続的な努力を費やそうにも、現状維持さえ危うくなっている館も多い。

社会的コストの低減には館も協力すべきではあるが、中には運営に支障を来すレベルの強引な予算削減を強いる自治体もある。情報システムで言えば、設備の老朽化という不可避的な状況が発生しても、数万円ほどの予算さえカットし、極めて不安定な状態に放置するケースが目立つ。今だに「Windows95」を使い続ける館さえあるのが現状なのだ。

公益目的で構築した仕組みを、要・不要の考慮なく中途半端に放棄するならば、館設置の意義を遑って問われかねない。前進も後退もせず、ただ館の自助のみを期待するのであれば、法が定めた精神の根幹を成す「市民文化の形成・維持・向上」を軽視するのも同然と言うことさえできる。

多方面にわたる経費削減が必須の経済状況ではある。しかし、地域の資産管理機関でもある博物館だけに、後続世代にさらなる負担の種を残すような手段の強行は避けたい。今こそ、関係者全員で知恵を出し合うことが重要である。

Points of View

- 経営の透明性や地域への貢献性を示す上で運営評価の実施は有効
- 要・不要を考慮しない予算削減は、自治体にも館にも有益ではない